

公 示

1人1車制個人タクシーの申請に対する審査基準について

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について、次のように定めたので公示する。

平成14年1月18日

中部運輸局長 津野田 元直

I. 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項 関係）

1. 営業区域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき、中部運輸局長が別表1に定める交通圏の区域を営業区域とするものであること。

2. 年齢

申請日現在の年齢が65歳未満であること。

3. 運転経歴等

- （1）有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。）を有していること。
- （2）申請日現在における別表2の左欄に掲げる年齢区分に応じて、右欄に定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合するものであること。

4. 法令遵守状況

- (1) 申請日以前5年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。
また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてその処分期間が終了していること。
- ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
 - ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による運転免許の取消し処分
 - ③ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分（平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含む。）
 - ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
 - ⑤ 刑法（明治40年法律第45号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分
 - ⑥ 自らの行為により、その雇用主が受けた法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分（平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含む。）
 - ⑦ 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分
- (2) 申請日以前3年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力停止を受けていないこと。ただし、申請日の1年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。
- (3) (1)又は(2)の違反により現に公訴を提起されていないこと。
- (4) 法令遵守状況については、「1人1車制個人タクシーの許可申請書等の様式

及び添付書類等について(平成14年1月18日付中運局公示第246号)」(以下「様式及び添付書類公示」という。)のI. 1. (1)の別紙様式1に定める申請者からの(G)法令遵守状況に係る宣誓書によって判断することとするが、必要に応じ犯歴照会等を行うものとする。

ただし、(2)の道路交通法の違反等による処分等は、中部運輸局長が定める一定の時期に自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書(過去5年間の記録を証明するもの)によって確認する。

当該運転記録証明書の提出は、「1人1車制個人タクシーの許可申請者及び譲渡譲受等の認可申請者に対する法令及び地理試験について(平成14年1月18日付中運局公示第247号)」(以下「試験公示」という。)III. 1.に規定する試験対象者(以下「申請後受験者」という。)による申請の場合は試験合格後に中部運輸局長が指定する期日までとする。

- (5) 許可後において、(1)～(3)について基準に合致していなかったことが判明した場合には、直ちに許可の取消し処分の手続きを行うこととする。

5. 資金計画

- (1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の①～④の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

① 設備資金(③を除く。)

原則として70万円以上(ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。)

② 運転資金

70万円以上

③ 自動車車庫に要する資金

新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金

④ 保険料

自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料(保険期間12ヶ月以上)、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額

- (2) 所要資金の100%以上の自己資金(自己名義の預貯金等)が、申請日以降常時確保されていること。

なお、自己資金には、申請者本人名義の預貯金等とし、家族名義の預貯金等は含めないものとする。また、預貯金等には、現金、手形、小切手は含まないものとする。

6. 営業所

個人タクシー営業上の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- (1) 申請する営業区域内にあり、住居と営業所が同一であること。
- (2) 申請する営業区域内に現在において現に居住しているものであること等、住民票等により居住の実態が認められるものであること。
- (3) 使用権原については、自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。

- (4) (2)及び(3)の挙証資料の提示又は提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に中部運輸局長が指定する期日に提出することとする。

7. 事業用自動車

- (1) 使用権原を有するものであること。

使用権原については、購入の場合には購入契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）、リース車両については、契約期間が概ね1年以上のリース契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）によって確認することとする。

- (2) 確認に係る挙証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に中部運輸局長が指定する期日とする。

8. 自動車車庫

- (1) 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で2キロメートル以内であること。
- (2) 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。
- (3) 隣接する区域と明確に区分されているものであること。
- (4) 土地、建物について、3年以上の使用権原を有するものであること。

使用権原については、自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。）の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。

- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法

律第229号)等の関係法令に抵触しないものであること。

関係法令については、「様式及び添付書類公示」のI. 1. (1)の別紙様式1に定める(H)の自動車車庫に係る宣誓書の添付を求めることとする。

- (6) 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令(昭和36年政令第265号)に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあつては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

車両制限令については、道路幅員証明書を求めこれにより確認することとする。

ただし、前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合には、この限りでない。また、私道の通行に関しては、当該私道の使用権原を有する者の承諾書の提出を求めることとする。

- (7) 確保の見通しが確実であること。
(8) 確認に係る挙証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に中部運輸局長が指定する期日とする。

9. 健康状態及び運転に関する適性

- (1) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。

診断は、中部運輸局長が定める一定の時期に受けるものとし、診断書の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に中部運輸局長が指定する期日とする。

- (2) 自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。

適性診断は、中部運輸局長が定める一定の時期に受けるものとし、受診証明書又は適性診断票の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に中部運輸局長が指定する期日とする。

10. 法令及び地理に関する知識

- (1) 中部運輸局長が実施する法令及び地理の試験に合格した者であること。なお、法令及び地理の試験の実施については、「試験公示」に定めるところにより実施するものとする。

試験に合格した者とは、「試験公示」I. に規定する試験のいずれかに合格した者であつて、以下の①から③のいずれにも該当しない者をいう。

- ① 申請前に法令及び地理の試験に合格している者(以下「申請前合格者」という。)であつて、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者
② 申請前合格者であつて、申請日現在において合格証の有効期限が満了してい

- る者。
- ③ 申請前合格者であって、「試験公示」Ⅱ. 5. (2)の規定により合格が無効とされた者。
- (2) 申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者には運転者として雇用されている者で、申請日以前5年間無事故無違反であった者又は申請する営業区域において、申請日以前継続して15年以上タクシー・ハイヤー事業者には運転者として雇用されている者については、地理試験を免除することとする。
 - (3) 雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合の(2)の「申請日以前継続して10年以上」の判断については、申請日以前10年間における雇用先の変更に伴う離職期間の合計が60日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなす。また、「申請日以前継続して15年以上」の判断については、申請日以前15年間における雇用先の変更に伴う離職期間の合計が90日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなす。
 - (4) (2)の「申請日以前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者には運転者として雇用されている者」及び「申請日以前継続して15年以上タクシー・ハイヤー事業者には運転者として雇用されている者」には、当初タクシー又はハイヤー運転者として雇用され引き続き運行管理者又は整備管理者に選任されている者は含まない。
 - (5) (2)の「申請日以前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者には運転者として雇用されている者の申請日以前5年間無事故無違反」の確認は、自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書により行う。

1 1. その他

申請日前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者でないこと。

1 2. 申請及び処分の時期等

(1) 申請の受付

毎年9月1日から9月30日までとする。ただし、当該9月30日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。なお、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、当該指定期間においては受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日中運局公示第110号）」Ⅱ.

1. に基づき中部運輸局長が公示した場合にあっては、公示した期間を受付

期間とする。

(2) 法令及び地理の試験の実施

「試験公示」に定めるところによる。

(3) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、中部運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

(4) 処分の時期等

「道路運送法上の申請事案に係る標準処理期間について(平成14年1月31日付中運局公示第267号)」(以下「標準処理期間公示」という。)に定める標準処理期間の範囲内において随時行うことができるものとする。

なお、当該申請の受付日以降処分日までの間に当該申請の営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

II. 許可等に付す期限及び条件(法第86条第1項関係)

1. 新規許可等に付す期限

- (1) 新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、当該許可又は認可後概ね3年間とする期限を付すこととする。
- (2) 譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限(許可期限を更新した場合にあっては更新の期限。以下同じ。)の翌日以降2.(13)の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて許可期限を認可の日までとする。

2. 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可(以下「許可等という。」)に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。また、平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者については、新法施行以降、許可等に付した期限の更新時点において、既に付されている条件から、(1)~(14)の条件に変更する手続きを行うこととする。

- (1) 引き続き有効な第二種運転免許を有するものであること。なお、当該第二種運転免許の取消し処分を受けた場合には直ちに許可を取り消すこととなること。また、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、やむを得ない事情により第二種運転免許が失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。
- (2) 使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。
- (3) 患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。
- (4) 事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー(又は個人)」と表

- 示すること。
- (5) 月に2日以上の定期休日を定めること。
 - (6) 中部運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別の事情がない限りこれに応じること。
 - (7) 営業中は乗務記録(運転日報)を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。
 - (8) 氏名等の記載とともに写真を貼付した登録実施機関が交付する個人タクシー事業者乗務証を表示しなければならない。
 - (9) 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがあること。
 - (10) 年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受診すること。
 - (11) 申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には、許可を取り消すことがあること。
 - (12) 許可等の期限更新時において、年齢が満75歳に達する日以降の期限を付す更新は行わないものであること。
 - (13) 譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、1.(2)により許可期限が認可の日までとなる場合にあっては、従前の許可期限の翌日から譲渡譲受認可の日までの間は旅客の運送を行わないものとする。なお、当該条件に違反して旅客の運送を行ったときは、許可を取り消すものであること。
 - (14) 許可等の日から1年以内に事業を開始するものであること。

Ⅲ. 事業計画の変更の認可(法第15条第1項関係)

- I. に定めるところに準じて審査することとする。

Ⅳ. 譲渡譲受及び相続の認可(法第36条第1項及び第37条第1項関係)

1. 譲渡譲受の認可

(1) 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有していること。

ただし、75歳に達する日以前に、既に譲渡譲受認可申請がなされ、Ⅱ.

1.(2)が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

- ① 年齢が65歳以上75歳未満であること。
- ② 年齢が65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由があ

る者。

- ③ 年齢が65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を営んでいる者であること。

(2) 譲受人の資格要件

I. に定める基準を満たす者であること。

ただし、I. 5. (1)の①設備資金(③を除く。)及び②運転資金については、次に掲げる基準によることとする。

① 設備資金(③を除く。)

原則として50万円以上(ただし、50万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。)

② 運転資金

50万円以上

(3) 申請及び処分の時期等

① 申請の受付

通年とする。

② 法令及び地理の試験の実施

「試験公示」に定めるところによる。

③ 申請内容の確認

申請内容の確認のため、中部運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

④ 処分の時期

「標準処理期間公示」に定める標準処理期間の範囲内において随時行うことができるものとする。

2. 相続の認可

- (1) 被相続人の死亡時における年齢が75歳未満であること。

- (2) 相続人がI. に定める基準を満たす者であること。

ただし、I. 5. (1)の①設備資金(③を除く。)及び②運転資金については、次に掲げる基準によることとする。

① 設備資金(③を除く。)

原則として50万円以上(ただし、50万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。)

② 運転資金

50万円以上

- (3) 申請の受付、法令及び地理の試験並びに処分は、随時行うこととする。ただし、申請が被相続人の死亡後60日以内になされるものであること。なお、法令及び地理の試験は、「試験公示」に定めるところによる。

V. 運送約款の認可（法第11条第1項関係）

- （1）公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- （2）道路運送法施行規則第12条各号に掲げる記載事項が明確に定められていること。

VI. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項関係）

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月18日付中運局公示第248号）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準について（平成14年1月18日付中運局公示第249号）」に定めるところにより行うものとする。

VII. 許可に付した条件の変更

上記I.～VI.の許可に付した条件について、変更を行う場合には、上記I.～VI.の定めるところにより審査するものとする。

VIII. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証等があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

なお、挙証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることとする。

附 則(平成14年1月18日付中運局公示第244号)

1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

ただし、次の特例措置を講じるものとする。

（1）I. 3. (2)の別表2中B. 2. の基準については、平成16年1月31日までに申請を受け付けたものは、次の基準でもよいものとする。

- ① 申請する営業区域において5年以上運転経歴があること。
- ② 申請する営業区域において次に該当する期間が、申請日を含み申請日前3年以内に2年以上あること。
 - ア 自動車の運転を専ら職業とした期間。
 - イ 一般旅客自動車運送事業の運行管理者又は整備管理者として勤務した期間（当初運転者として雇用され、引き続き管理者となった者に

限る。)

- (2) IV. 1. (1) ①及び2. (1)、(2)の年齢の基準については、平成15年1月31日までに申請を受け付けたものは、IV. 1. (1) ①は「65歳以上75歳以下」とし、また、2. (1)は適用せず、(2)の本文の「I. に定める基準」のうち年齢の基準は「74歳以下」とする。
 - (3) IV. 1. (3) ①ア及び②アの期間については、平成14年のみ、それぞれ「2月12日から3月11日まで」及び「4月20日から4月30日まで」とする。
2. この公示に定める審査基準以外の審査基準は別途公示するものとする。なお、これらの公示に係る通達は申請窓口に備え置くものとする。
 3. 「1人1車制個人タクシーの資格要件について」(平成6年9月1日付中運局公示第95号)は、平成14年1月31日をもって廃止する。

附 則(平成14年6月26日付中運局公示第101号 一部改正)

この公示は、平成14年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則(平成15年3月19日付中運局公示第294号 一部改正)

本件公示は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成15年4月14日付中運局公示第9号 一部改正)

本件公示は、平成15年5月1日から適用する。

附 則(平成15年8月6日付中運局公示第61号 一部改正)

本件公示は、平成15年8月20日から適用する。

附 則(平成15年9月19日付中運局公示第84号 一部改正)

本件公示は、平成15年10月1日から適用する。

附 則(平成16年1月19日付中運局公示第126号 一部改正)

本件公示は、平成16年2月1日から適用する。

附 則(平成16年2月25日付中運局公示第143号 一部改正)

本件公示は、平成16年3月1日から適用する。

附 則(平成16年9月21日付中運局公示第76号 一部改正)

本件公示は、平成16年10月1日から適用する。

附 則(平成16年10月25日付中運局公示第93号 一部改正)

本件公示は、平成16年11月1日から適用する。

附 則(平成17年1月28日付中運局公示第146号 一部改正)

本件公示は、平成17年2月1日から適用する。

附 則(平成17年3月25日付中運局公示第180号 一部改正)

本件公示は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年4月28日付中運局公示第15号 一部改正)

本件公示は、平成17年4月28日から適用する。

附 則(平成17年6月27日付中運局公示第43号 一部改正)

本件公示の1. については、平成17年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとし、2. については、平成17年7月7日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成17年9月26日付中運局公示第87号 一部改正)

本件公示は、平成17年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成18年1月26日付中運局公示第142号 一部改正)

本件公示は、平成18年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成18年3月15日付中運局公示第170号 一部改正)

本件公示の1. 及び2. については、平成18年3月20日以降に申請を受け付けたものから、3. については、平成18年3月31日以降に申請を受け付けたものから、4. については、平成18年4月1日以降に申請を受け付けたものから各々適用するものとする。

附 則(平成20年6月13日付中運局公示第33号 一部改正)

この公示は、平成20年9月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成20年10月22日付中運局公示第91号 一部改正)

この公示は、平成20年11月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成21年11月30日付中運局公示第114号 一部改正)

この公示は、平成21年12月1日から適用する。

附 則(平成21年12月25日付中運局公示第125号 一部改正)

この公示は、平成22年1月4日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成22年1月27日付中運局公示第138号 一部改正)

この公示は、平成22年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成22年3月19日付中運局公示第161号 一部改正)

この公示は、平成22年3月23日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成23年12月9日付中運局公示第91号 一部改正)

この公示は、平成24年1月4日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成24年2月17日付中運局公示第103号 一部改正)

この公示は、平成24年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成26年1月27日付中運局公示第115号 一部改正)

この公示は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成27年1月29日付中運局公示第52号 一部改正）

この公示は、平成27年1月29日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日付中運局公示第95号 一部改正）

この公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和元年7月31日付中運局公示第25号 一部改正）

この公示は、令和元年8月1日以降に処分するものから適用するものとする。

なお、改正後のⅡ. 1. (2) 並びに2. (1) 及び(13) については、事業者がこれらの改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用するものとする。

附 則（令和4年3月31日付中運局公示第91号 一部改正）

この公示は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

(別表1)

営 業 区 域

名 称	区 域
名古屋交通圏	名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、海部郡
西三河北部交通圏	豊田市、岡崎市、みよし市、額田郡
東三河南部交通圏	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市（ただし、平成17年10月1日に合併された旧南設楽郡鳳来町、作手村の区域を除く。）、田原市
静岡交通圏	静岡市
浜松交通圏	浜松市（ただし、平成17年7月1日に編入された旧天竜市、旧周智郡春野町、旧磐田郡龍山村、佐久間町、水窪町の区域を除く。）、湖西市、磐田市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧磐田郡竜洋町、豊田町の区域に限る。）
沼津・三島交通圏	沼津市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域を除く。）、三島市、伊豆の国市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡伊豆長岡町、菟山町の区域に限る。）、田方郡（函南町）、駿東郡（清水町、長泉町）
岐阜交通圏	岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、各務原市（ただし、平成16年11月1日に編入された旧羽島郡川島町の区域に限る。）、羽島郡、本巣郡
伊勢・志摩交通圏	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡
福井交通圏	福井市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡、丹生郡越前町（ただし、平成17年2月1日に合併された旧丹生郡朝日町の区域に限る。）

(別表2)

個人タクシーの申請に係る運転経歴

申請時の年齢	運転経歴要件
A. 35歳未満	<ol style="list-style-type: none">1. 申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者にて運転者として雇用されていること。2. 申請日以前10年間無事故無違反であること。
B. 35歳以上 65歳未満	<ol style="list-style-type: none">1. 申請日以前25年間のうち、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が10年以上であること。この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50％に換算する。2. 申請する営業区域において、申請日以前3年以内に2年以上タクシー・ハイヤーの運転を職業としていた者であること。

(適用)

- 1) A. 2. の「申請日以前10年間無事故無違反」の確認は、中部運輸局長が定める一定の時期に自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書により行う。
- 2) B. 1. の「自動車の運転」に係る自動車については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する普通自動車（四輪以上の自動車に限る。）、小型自動車（四輪以上の自動車に限る。）及び軽自動車（民間患者輸送事業の用に供する自動車に限る。）とする。
- 3) B. 2. の「タクシー・ハイヤーの運転を職業」については、当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き運行管理者又は整備管理者として選任された場合を含む。